

65 歳超雇用推進助成金

支給申請の手引き

平成 28 年 10 月 19 日



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

ご利用にあたっての注意事項

- (1) 助成金の申請に関して、調査又は報告を求める場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示又は提出されない場合には、助成金は支給しません。
- (2) 助成金制度の適正な運営を図るため、申請後に不支給要件等についてハローワーク等の職業安定機関に照会を行います。
- (3) 不正受給を行った事業主には、助成金を返還していただきます。
- (4) 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。
 - ・ 事業主の名称、代表者氏名
 - ・ 事業所の名称、所在地、概要
 - ・ 不正受給の金額、内容手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。
- (5) 詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に助成金に係る申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け又は受けようとした場合には、助成金を不支給決定とした日又は支給を取り消した日以後3年間、助成金を支給しません。既に支給を受けた場合には支給金額の全部を返還していただきます。
- (6) 助成金は国の助成制度の一つですので、受給事業主は国の会計検査の対象となります。
- (7) 助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消し等は、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。
- (8) 助成金は、消費税法上は課税対象外（不課税取引）、法人税法上はその支給決定があった日の属する事業年度の益金（えききん）の額に算入、所得税法上はその支給決定があった日の属する年の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することになります。
- (9) 当支給申請の手引の記載内容に不明な点がある場合は、当該事業主の主たる事務所の所在する各都道府県の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）（以下「支部高齢・障害者業務課等」という。）にお問い合わせください。

65 歳超雇用推進助成金

少子・高齢化社会の急速な進行により、労働力人口の減少が見込まれる中で、高年齢者が社会の支え手として活躍していくことが重要であり、意欲と能力があれば65歳までに限らず、65歳を超えても働ける社会の実現に向けた取組を開始することが必要です。

この助成金は、65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入を行う企業に対して助成することにより、「生涯現役社会」の構築に向けて、高年齢者の就労機会の確保及び雇用の安定を図ることを目的としています。

目次

第1	支給申請の仕組み	1
第2	65歳超雇用推進助成金の概要	
1	支給対象事業主の要件	2
2	助成金を受給できない事業主	3
3	支給額	3
第3	支給要件等の詳細説明	
1	定年の引上げ等の制度について	4
2	対象経費について	6
3	高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定について	8
4	対象被保険者について	11
5	申請手続	13
6	支給決定	14
7	併給調整	14
8	返還	14
第4	提出書類	15
第5	支給申請書等の記入方法	
1	65歳超雇用推進助成金支給申請書（様式第1号（1））	19
2	65歳超雇用推進助成金支給申請書（様式第1号（2））	21
3	定年の定め等確認書（様式第1号別紙）	23
4	旧就業規則に関する申立書（補助様式1）	25
5	雇用保険適用事業所等一覧表（補助様式2）	27
6	支給要件確認申立書（65歳超雇用推進助成金）（共通要領様式第1号）	29
第6	参考	
1	日本標準産業分類一覧（平成25年10月改訂版）	31

65歳超雇用推進助成金の支給申請の仕組み等

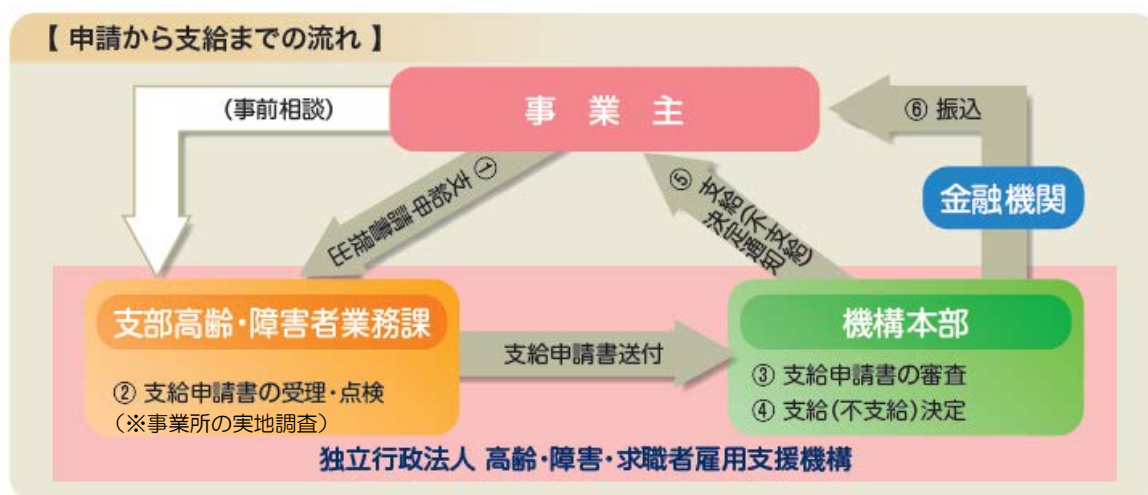
第1 支給申請の仕組み

- (1) 平成28年10月19日以降において、労働協約又は就業規則による、65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの制度を実施した事業主に対して助成します。ただし、1事業主(企業単位)1回限りとします。

※詳細は4頁以降に記載

- (2) 65歳超雇用推進助成金(以下「助成金」という。)の支給を受けようとする事業主は、65歳超雇用推進助成金支給申請書(以下、「支給申請書」という。)に必要書類を添えて、(1)の制度の実施日の翌日から起算して**2か月以内**に、事業主の主たる雇用保険適用事業所(本社、本店等)の所在する各都道府県の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)(以下「支部高齢・障害者業務課等」という。)を經由して機構本部に提出してください。

- (3) 申請期限を超えて提出された支給申請書は受理できませんのでご注意ください(ただし、天災その他真にやむを得ない場合を除きます。)



【申請にあたって】

申請内容の即日補正等を容易にするため、窓口受付を推奨します。

郵送による場合は、次の①及び②までを承諾の上、申請事業主の責任において郵送申請が可能です。

① 郵送事故については、機構は責任を負いません。書留等にすることを推奨します。

② 申請書等が支部高齢・障害者業務課等に到達し、不備がないことを確認した日が受理日となります。なお、郵送による場合、事業主控を返送しますので、返信用封筒及び切手を同封してください。

第2 65歳超雇用推進助成金の概要

1 支給対象事業主の要件

次の(1)から(9)のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (2) 平成28年10月19日以降において、労働協約又は就業規則による、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する制度(以下「定年の引上げ等の制度」という。)を実施した事業主であること。
 - (イ) 旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ
 - (ロ) 定年の定め廃止
 - (ハ) 旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度(※1)の導入

(※1)「継続雇用制度」とは
定年後も引き続いて雇用されることを希望する者全員を、定年後も引き続いて雇用する制度をいいます(第3の4を除く。以下同じ。)(詳細は6頁参照)。
- (3) (2)の定年の引上げ等の制度を規定した際に別途定める経費を要した事業主であること。
- (4) (2)の定年の引上げ等の制度を規定した労働協約又は就業規則を整備している事業主であること((2)の定年の引上げ等の制度を規定した就業規則については、支給申請日の前日までに労働基準監督署に届出していること)。
- (5) (2)の定年の引上げ等の制度の実施日(※2)から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」という。)第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと。
 - (※2)「実施日」とは
労働協約又は就業規則の施行日をいいます。
(当助成金における実施日は施行日となりますが、就業規則は施行だけでなく労働者へ周知する義務があります(労働基準法(昭和22年法律第49号)第106条))
- (6) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の別途定める雇用保険被保険者(※3)が1人以上いること。
 - (※3)「雇用保険被保険者」とは
雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいいます(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下「被保険者」という。)
- (7) 助成金の審査に必要な書類等を整備、保管している事業主であること。
- (8) 助成金の審査に必要な書類等を機構の求めに応じ提出又は提示する、実地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
- (9) 申請期間内に申請を行う事業主であること。

4頁へ

6頁へ

8頁へ

11頁へ

13頁へ

2 助成金を受給できない事業主

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

- (1) 不正受給(※4)をしてから3年以内に申請をした事業主、又は申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
(※4)「不正受給」とは
偽りその他不正の行為(刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことも該当する)により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとするをいいます。
- (2) 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない事業主(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く)
- (3) 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- (4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主
- (5) 暴力団と関わりのある事業主
- (6) 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主
- (7) 不正受給が発覚した際に、機構が実施する事業主名等(※5)の公表について、あらかじめ同意していない事業主
(※5) 事業主の名称、代表者氏名、事業所の名称及び所在地、概要並びに不正受給の金額及び内容を機構ホームページで公表します。
- (8) 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(※6)
(※6) その資本金の全部又は大部分が国からの出資(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第98条に規定する雇用勘定(以下「雇用勘定」という。)から支給されるものに限り、)による法人、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金(雇用勘定から支給されるものに限り、)又は補助金(雇用勘定から支給されるものに限り、)によって得ている法人に限り、)。
- (9) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

3 支給額

定年の引上げ等の制度に応じて、次に定める額を支給します。

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げ 又は 定年の定め廃止	希望者全員を対象とする 継続雇用制度の導入	
		66歳から69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

※ 定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

第3 支給要件等の詳細説明

1 定年の引上げ等の制度について

(イ) 旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ

旧定年年齢(法人等の設立日(雇用保険適用事業所設置年月日)から、65歳以上への定年の引上げを実施した日の前日までの間に、労働協約又は就業規則で定められていた定年年齢のうち最も高い年齢。以下同じ。)を上回る65歳以上の年齢に定年年齢を引き上げることをいいます。

定年年齢が、就業場所、職種及び勤務形態等の区分により異なる場合は、当該事業主に雇用される被保険者に適用される定年年齢のうち最も若い年齢を引き上げることをいいます。定年年齢を従業員が自由に選択できる制度の場合は、選択可能な最も高い年齢を引き上げることをいいます。

(年齢の例職種別定年制で、事務職定年65歳、看護職定年65歳、医師定年70歳の場合、旧定年年齢は65歳。選択定年制で、本人の都合により、定年による退職年齢を60歳～65歳の6つの年齢から選択できる場合、旧定年年齢は65歳)

ただし、以下の場合は支給対象となりません。

- ① 過去に定年の定めを廃止している場合又は定年を定めていない場合
- ② 過去に継続雇用年齢(希望者全員を対象としたものに限る。以下同じ。)を定めており、定年の引上げを実施後の継続雇用年齢が、旧継続雇用年齢(法人等の設立日から、定年の引上げを実施した日の前日までの間に、労働協約又は就業規則で定められていた継続雇用年齢のうち最も高い年齢)を下回っている場合
- ③ 定年引上げを実施後は継続雇用年齢を定めていないが、定年年齢が旧継続雇用年齢を下回っている場合
- ④ 定年引上げを実施した日から支給申請日の前日までに、定年又は継続雇用年齢の引下げを行った場合

※定年又は継続雇用制度以降に、その他会社が認める者等を引き続き雇用する制度を規定している場合に、その年齢の引下げを行った場合も支給対象となりません。

表1【定年の引上げの例】

	就業規則等	定年年齢	希望者全員継続雇用	労使協定に基づく基準該当	支給対象(○×)	支給額	対象被保険者の例
1	設立時(旧定年年齢)	65歳	-	-	○	120万円	11頁の例1
	改正後(制度実施)	68歳	-	-			
2	設立時(旧定年年齢)	60歳	62歳	65歳	○	100万円	12頁の例2
	改正後(制度実施)	65歳	-	-			
3	設立時(旧定年年齢)	65歳	-	-	× 旧定年年齢を上回っていない		
	H25.4.1改正	60歳	65歳	-			
	H28.11.1改正(制度実施)	65歳	-	-			
4	設立時(旧定年年齢)	62歳	70歳	-	× 上記②		
	改正後(制度実施)	65歳	67歳	-			
5	設立時(旧定年年齢)	65歳	70歳	-	× 上記③		
	改正後(制度実施)	67歳	-	-			

※「労使協定に基づく基準該当」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の経過措置により、改正高齢者雇用安定法の施行までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めている場合の基準の対象年齢(8頁参照。以下同じ。)

表2【定年年齢が、就業場所、職種及び勤務形態等の区分により異なる場合】

	旧定年年齢	改正後	支給対象
事務職	定年65歳	定年70歳(定年年齢引上げ)	×
看護職	定年65歳	定年65歳(改正なし)	
医師	定年70歳	定年70歳(改正なし)	
企業全体	定年65歳	定年65歳	

職種等で定年年齢の区分が異なる場合は最も若いもの(複数該当している場合いずれも)が引き上がらない場合は、支給対象となりません。この例の場合、支給対象となるには、看護職についても定年年齢を66歳以上へ引き上げ、企業全体の定年年齢を66歳以上とする必要があります。

(ロ) 定年の定め廃止

就業規則等で定年年齢を定めている事業主が、定年の定めを廃止し、その旨を就業規則等において規定することをいいます(就業規則等に記載されていない場合は支給対象となりません)。

ただし、次の場合は支給対象となりません。

- ① 過去に定年の定めを廃止している場合又は定年を定めていない場合
- ② 定年の定め廃止を実施した日から支給申請日の前日までに、定年を定めた場合

表 3【定年の定め廃止の例】

	就業規則等	定年年齢	希望者 全員継 続雇用	労使協定 に基づく 基準該当	支給対象 (○×)	支給額	対象被保険者 の例
1	設立時(旧定年年齢)	60 歳	62 歳	65 歳	○	120 万円	12 頁の例2と 同様の考え方
	改正後(制度実施)	廃止	-	-			
2	設立時	なし	-	-	× 上記①	/	/
	H25.4.1 改正	60 歳	65 歳	-			
	H28.11.1 改正(制度実施)	廃止	-	-			

(ハ) 旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る 66 歳以上の継続雇用制度の導入

旧定年年齢を上回る 66 歳以上の年齢まで希望者全員を継続雇用する制度を導入すること、又は旧定年年齢及び継続雇用年齢(法人等の設立日(雇用保険適用事業所設置年月日)から、66 歳以上の継続雇用制度の導入を実施した日の前日までに、労働協約又は就業規則で定められていた定年年齢又は希望者全員を対象とした継続雇用年齢のうち最も高い年齢)を上回る 66 歳以上の年齢まで継続雇用年齢を引き上げることを行います。

定年年齢又は継続雇用年齢が、就業場所、職種及び勤務形態等の区分により異なる場合は、当該事業主に雇用される被保険者に適用される継続雇用年齢のうち最も若い年齢を引き上げることを行います(継続雇用制度が適用されない職種又は勤務形態等の区分がある場合は、当該区分に適用される定年年齢を含む)。定年年齢又は継続雇用年齢を従業員が自由に選択できる制度の場合は、選択可能な最も高い年齢を引き上げることを行います。

(年齢の例職種別定年制で、事務職[定年 60 歳、継続雇用 65 歳]、看護職[定年 60 歳、継続雇用 66 歳]、医師[定年 70 歳]の場合、旧定年年齢は 60 歳、旧定年年齢及び継続雇用年齢は 65 歳。)

ただし、次の場合は支給対象となりません。

- ① 過去に定年の定めを廃止している場合又は定年を定めていない場合
- ② 過去に定年年齢を定めており、継続雇用制度の導入又は継続雇用年齢の引上げを実施後の定年年齢が旧定年年齢を下回っている場合
- ③ 継続雇用制度の導入又は継続雇用年齢の引上げを実施した日から支給申請日の前日までに、定年又は継続雇用年齢の引下げを行った場合

※定年又は継続雇用制度以降に、その他会社が認める者等を引き続き雇用する制度を規定している場合に、その年齢の引下げを行った場合も支給対象となりません。

表 4【継続雇用制度の導入等の例】

	就業規則等	定年年齢	希望者 全員継 続雇用	労使協定 に基づく 基準該当	その他会 社が必要と 認める者	支給 対象 (○×)	支給 額	対象被保 険者の例
1	設立時(旧定年年齢)	60 歳	62 歳	65 歳	-	○	80 万円	12 頁の例2と 同様の考 え方
	改正後(制度実施)	60 歳	70 歳	-	-			
2	設立時(旧定年年齢)	60 歳	65 歳	-	67 歳	○	60 万円	12 頁の 例3
	改正後(制度実施)	60 歳	67 歳	-	-			
3	設立時(旧定年年齢)	65 歳	67 歳	-	-	× 上記②	/	/
	改正後(制度実施)	64 歳	70 歳	-	-			
4	設立時(旧定年年齢)	60 歳	65 歳	-	70 歳	× 上記※	/	/
	改正後(制度実施)	60 歳	67 歳	-	-			

表 5【定年年齢又は継続雇用年齢が、就業場所、職種及び勤務形態等の区分により異なる場合】

	旧定年又は継続雇用年齢	改正後	支給対象
事務職	定年 60 歳、継続雇用 <u>65</u> 歳	定年 60 歳、継続雇用 <u>70</u> 歳 (継続雇用年齢引上げ)	×
看護職	定年 60 歳、継続雇用 <u>65</u> 歳	定年 60 歳、継続雇用 <u>65</u> 歳 (改正なし)	
医師	定年 60 歳、継続雇用 70 歳	定年 60 歳、継続雇用 70 歳 (改正なし)	
企業全体	定年 60 歳、継続雇用 <u>65</u> 歳	定年 60 歳、継続雇用 <u>65</u> 歳	

職種等

で定年年齢又は継続雇用年齢の区分が異なる場合は最も若いもの(複数該当している場合いずれも)が引き上げられない場合は、支給対象となりません。この例の場合、支給対象となるには、看護職についても継続雇用年齢を 66 歳以上へ引き上げ、企業全体の継続雇用年齢を 66 歳以上とする必要があります。

「継続雇用制度」には、再雇用制度と勤務延長制度があり、次のいずれかに該当する継続雇用制度(当該事業主以外の事業主が雇用することで講じる継続雇用制度の導入を除く。)であることが必要です。

(a) 再雇用制度

定年後も継続して雇用されることを希望する被保険者全員を、再び雇い入れ、旧継続雇用年齢を上回る年齢まで継続して雇用する制度。新しく労働契約を締結するもの(労働者は従来の役職・職務等を解かれる)。

(b) 勤務延長制度

定年後も継続して雇用されることを希望する被保険者全員を、定年に達した際、従前の雇用契約を終了させることなく、旧継続雇用年齢を上回る年齢まで継続して雇用する制度。原則として役職・職務、仕事内容、賃金水準等が変わらない(労働条件等が変更される場合はその旨の就業規則の規定が必要)。

(注) 船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)第 6 条第 1 項に規定する船員は、高年齢者雇用安定法の適用除外のため、船員の就業規則については、対象外となります。

2 対象経費について

(1) 対象となる経費

定年の引上げ等の制度を規定した際に要した別途定める経費については、次の①から⑥までのいずれにも該当するものに限り、

- ① 定年の引上げ等の制度を規定した際に要した経費で、以下の(イ)(ロ)いずれかの経費であり、提出された書類により当該要件に該当することが確認できること(平成 28 年 10 月 19 日以降に、契約、履行、支払等を行った経費であること)。

(イ) 就業規則の作成、届出に係るもの

(ロ) 定年引上げ等の制度の導入のために必要な賃金制度等の見直しに係るもの

(例)

- ・就業規則変更を専門家等へ委託した場合の委託費
- ・定年引上げに伴い賃金制度を見直すためコンサルタントとの相談に要した経費
(実施内容が確認できる書類(議事録等の成果物)の提出が必要です)

- ② 経費の支出先が、社会保険労務士、社会保険労務士法人及び人事・労務コンサルタント等の当該業務を実施することが適切と判断される者であること。

- ③ 支給申請日までに支払いが完了したものであって、提出された書類により支払いの事実が確認できること(手形又は小切手による支払いの場合、支給申請日までに決済が完了したものに限り)。

- ④ 就業規則等の改正、届出等に係る申請事業主の従業員等の人件費(役員報酬、賃金及び手当等をいう。)、交通費、消耗品費、会議費、その他申請事業主が社内で負担することが適当と判断する費用でないこと。

(申請事業主が社会保険労務士事務所等の専門的知識を有する事務所であって、自ら実施することが可能な取組みを外部へ委託した際の費用についても対象となりません。)

- ⑤ 助成金を申請する事業主と次の者との間の取引に要した経費ではないこと。

(イ) 当該事業主が個人の場合

- a 当該事業主の配偶者
- b 当該事業主及び配偶者の1親等以内の親族
- c 当該事業主の従業員
- d 次の者が役員である法人
 - (a) 当該事業主本人
 - (b) 当該事業主の配偶者
 - (c) 当該事業主の1親等以内の親族
 - (d) 当該事業主の配偶者の1親等以内の親族
 - (e) 当該事業主の従業員

(ロ) 当該事業主が法人の場合

- a 当該法人の役員
- b 当該法人の役員の配偶者
- c 当該法人の役員又はその配偶者の1親等以内の親族
- d 当該法人の従業員
- e 次の者が役員である法人
 - (a) 当該法人の役員
 - (b) 当該法人の役員の配偶者
 - (c) 当該法人の役員の1親等以内の親族
 - (d) 当該法人の役員の配偶者の1親等以内の親族
 - (e) 当該法人の従業員

- ⑥ 実際の支払いを行わず帳簿上の処理により経理処理したものでないこと。

(2) 経費の確認方法

- ① 上記(1)対象となる経費に該当するか確認するため、契約確認書類、支払確認書類、履行確認書類(すべて写)により確認を行います。

(イ) 契約確認書類

契約書(又は請書)

(ロ) 支払確認書類

支払方法、金額、支払完了日、支払先、支払が完了した事実が確認できる次の書類

(a) 現金の場合

領収書、現金出納帳

(b) 銀行振込の場合

銀行振込受領書、金融機関の通帳記入部分(又は入出金明細)

(c) 現金振込の場合

振込明細、現金出納帳

(d) 口座振替の場合

金融機関の通帳記入部分

(e) 手形・小切手の場合

領収書、当座勘定照合表、半券

(ハ) 履行確認書類(該当するもののみ提出)

(a) 納品物がある場合

納品物(就業規則、賃金規程等)

(b) 相談等の場合

相談・指導等を受けた日時、相談者、相談内容等が確認できる資料(議事録、相談資料等)

- ② 契約書、領収書等、上記①の証拠書類についてはすべて申請事業主あてのものを対象とします。
- ③ 契約確認書類については、契約内容等について、対象経費に該当する部分ができるように、マーカー(印)をつけて提出してください。契約内容等が明らかに対象経費に該当しない場合は支給対象となりません。
- ④ 領収書については、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合、原則として対象外とします。
 - (イ) 発行元の業者の名称、住所、電話番号の記入されていないもの、記入されている電話番号が通じない等虚偽の疑いのあるもの
 - (ロ) 但し書きの無いもの等領収書の内容が特定されないもの
 - (ハ) 発行日付、発行者印が無いもの
- ⑤ 銀行振込受領書、金融機関の通帳記入部分、入出金明細を確認書類としている場合、取扱金融機関、口座名義(申請事業主名義のものであって、日常的に事業活動に使用されている口座に限る)、振込の日付、金額、振込相手方が確認できるものを添付してください。
- ⑥ 顧問契約に対象経費が含まれる場合は、「制度を規定した際に要した経費」の発生する日(相談に要した経費であれば相談日、作成物がある場合は納品日)が含まれる契約期間における契約確認書類及び支払確認書類を提出してください。
- ⑦ クレジットカード払いの場合、申請事業主名義のカードのみを対象とします。支給申請日の前日までに決済が完了したことが確認できる書類を提出してください。
- ⑧ 支給対象経費の金額、内容、支払い方法、取引の形態等によっては、それらの内容を確認できる書類の提出を別途求めることがあります。

3 高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定について

「第8条」とは、60歳以上の定年を定めていること、「第9条第1項」とは、65歳までの安定した雇用を確保するために、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じていることをいいます。「第8条」又は「第9条第1項」のいずれか一方でも違反があれば支給対象事業主となりません。

違反していないことの確認は、労働協約又は就業規則に明記されているかどうかによって行います。実際には継続雇用等行っていたとしても、就業規則等に明記されていない場合は、支給対象事業主となりません。

また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年9月5日法律第78号。以下「改正高年齢者雇用安定法」という。)では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。基準の対象年齢は3年毎に1歳ずつ引き上げられますので、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。

なお、この経過措置は、改正高年齢者雇用安定法が施行されるまで(平成25年3月31日まで)に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合に限りです。(9～10頁「参考1」「参考2」参照)

参考1

【参考条文】 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)(抜粋)

(定年を定める場合の年齢)

第8条 事業主がその雇用する労働者の定年(以下単に「定年」という。)の定めをする場合には、当該定年は、60歳を下回ることができない。ただし、当該事業主が雇用する労働者のうち、高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として厚生労働省令で定める業務に従事している労働者については、この限りでない。

(高年齢者雇用確保措置)

第9条 定年(65歳未満のものに限る。以下この条において同じ。)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置(以下「高年齢者雇用確保措置」という。)のいずれかを講じなければならない。

- 一 当該定年の引上げ
 - 二 継続雇用制度(現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。)の導入
 - 三 当該定年の定め廃止
- 2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主(当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主をいう。以下この項において同じ。)との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であってその定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高年齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。

附則(平成24年9月5日法律第78号)

(経過措置)

- 3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第9条第2項の規定により同条第1項第2号に掲げる措置を講じたものとみなされている事業主については、同条第2項の規定は、平成37年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「係る基準」とあるのは、この法律の施行の日から平成28年3月31日までの間については「係る基準(61歳以上の者を対象とするものに限る。)」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間については「係る基準(62歳以上の者を対象とするものに限る。)」と、同年4月1日から平成34年3月31日までの間については「係る基準(63歳以上の者を対象とするものに限る。)」と、同年4月1日から平成37年3月31日までの間については「係る基準(64歳以上の者を対象とするものに限る。)」とする。

参考2

高齢者雇用安定法 Q&A(高齢者雇用確保措置)(抜粋)

(厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)より抜粋。検索サイトから「厚生労働省」「高齢者雇用確保措置」で検索してください。この他にもありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。

Q 1-1:改正高齢者雇用安定法においては、事業主が高齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものにしなければならないのですか。

A 1-1:事業主が高齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものにしなければなりませんので、事業主が制度を運用する上で、労働者の意思が確認されることになると考えられます。

ただし、改正高齢者雇用安定法の施行されるまで(平成25年3月31日)に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主については、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められています。

なお、心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く。)に該当する場合には、継続雇用しないことができます。ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められることと留意が必要です。

(参考)老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで : 61 歳

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで : 62 歳

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで : 63 歳

平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで : 64 歳

Q 1-2: 当分の間、60歳に達する労働者がいない場合でも、継続雇用制度の導入等を行わなければならないのでしょうか。

A 1-2: 高齢者雇用安定法は、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置を講じることを義務付けているため、当分の間、60歳以上の労働者が生じない企業であっても、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じていなければなりません。

Q 2-2: 就業規則において、継続雇用しないことができる事由を、解雇事由又は退職事由の規定とは別に定めることができますか。

A 2-2: 法改正により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことから、定年時に継続雇用しない特別な事由を設けている場合は、高齢者雇用安定法違反となります。ただし、就業規則の解雇事由又は退職事由と同じ内容を、継続雇用しない事由として、別に規定することは可能であり、例えば以下のような就業規則が考えられます。

なお、就業規則の解雇事由又は退職事由のうち、例えば試用期間中の解雇のように継続雇用しない事由になじまないものを除くことは差し支えありません。しかし、解雇事由又は退職事由と別の事由を追加することは、継続雇用しない特別な事由を設けることになるため、認められません。

【就業規則の記載例】

(省略)

4 対象被保険者について

支給申請日の前日において、以下の(1)から(3)のすべてに該当する者(以下「対象被保険者」という。)が1人以上いることをいいます。

(1) 支給申請日の前日において、当該事業主に各職種等における常時雇用する労働者として1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の被保険者であること。

(2) (イ)「期間の定めのない労働契約を締結する労働者」、又は(ロ)「期間の定めのない労働契約の定年後に継続雇用制度(希望者全員を対象としたものに限らない。)により引き続き雇用されている者」であること。

ただし、改正前の労働協約又は就業規則における定年前の労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者であり、かつ支給申請日の前日において定年前の労働者(定年の定めが廃止が適用される者を含む。)又は定年後の継続雇用者であることが、提出された書類により確認できる者に限る。

(イ)「期間の定めのない労働契約を締結する労働者」とは

改正前の就業規則において、例えば、定年年齢を65歳と規定している場合、定年前の60歳から65歳までの無期雇用労働者をいいます。

(ロ)「定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者」とは

改正前の就業規則において、例えば、定年年齢60歳、継続雇用年齢65歳と規定している場合、定年前から雇用されており、就業規則に規定された継続雇用制度により定年後も引き続き雇用されている60歳から65歳までの年齢の者をいいます。

よって、以下の者は対象となりません。

- ①定年年齢以上の年齢で、個別の雇用契約により新たに雇用された者
- ②定年年齢以上の年齢で、有期契約労働者から無期雇用労働者に転換された者
- ③労働協約又は就業規則に規定された制度を適用せず、個別対応により雇用している者
- ④定年前から引き続き雇用しているが、労働協約又は就業規則に規定された継続雇用年齢以上の年齢まで継続雇用している者
- ⑤「定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者」以外の有期契約労働者

(3) 職種別(事務職、専門職等)に労働協約又は就業規則を定めている場合は、定年の引上げ等の制度を規定した労働協約又は就業規則の対象職種の者であること(1つの労働協約又は就業規則で職種別に異なる制度を規定している場合も同様とする)。

職種等別の例

- 1:事務職と専門職でそれぞれ就業規則を定めており、改正前の就業規則において、事務職は定年年齢60歳、継続雇用年齢65歳、専門職は定年年齢65歳と規定していたが、事務職の就業規則のみ改正し、定年年齢65歳とした場合は、事務職の就業規則において定年年齢を規定していた者のみが対象となります(12頁例4参照)。
- 2:改正前の就業規則において「パートタイマーについては適用しない」又は「パートタイマーについては別途定める」としているが、別途定めているものはなく、正規従業員の就業規則を準用している場合、パートタイマーの者は改正前の就業規則の対象職種の者とならないため対象外となります。

表6【対象被保険者の例】

例1	
実施した制度 (就業規則による定年の引上げの実施)	(改正前)定年65歳 (改正後)定年68歳
対象被保険者となりうる者	a)期間の定めのない労働契約を締結する定年前の60歳から65歳の者
対象被保険者とはならない者(例)	b)就業規則改正の1年前に66歳で新たに期間の定めのない雇用契約を締結した者(上記(2)①就業規則改正前の時点では就業規則に規定された定年年齢の範囲外となっている) c)就業規則には規定されていないが、運用により定年後継続雇用している67歳の者(上記(2)③) d)62歳の有期契約労働者(上記(2)⑤)

例2	
実施した制度 (就業規則による定年の引上げの実施)	(改正前)定年 60 歳、希望者全員継続雇用 62 歳、労使協定に基づく基準該当者 65 歳 (改正後)定年 65 歳(ただし、従前の規定により継続雇用されている者の取扱いについては従前の規定による)
対象被保険者となりうる者	a)改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている 60 歳から 62 歳の者 b)改正前就業規則の労使協定に基づく基準該当者として定年後に引き続き雇用されている 62 歳から 65 歳の者
対象被保険者とはならない者 (例)	c)就業規則には規定されていないが、運用により継続雇用している 66 歳の者(11 頁 4(2)④) d)61 歳から有期契約労働者として働いている 63 歳の者(11 頁 4(2)⑤)

例3	
実施した制度 (就業規則による継続雇用制度の導入)	(改正前)定年 60 歳、希望者全員継続雇用 65 歳、会社が必要と認める者 67 歳 (改正後)定年 60 歳、希望者全員継続雇用 67 歳
対象被保険者となりうる者	a)改正前就業規則の希望者全員継続雇用により定年後に引き続き雇用されている 65 歳までの者 b)改正前就業規則の会社が必要と認める者として定年後に引き続き雇用されている 65 歳から 67 歳の者
対象被保険者とはならない者(例)	c) 62 歳で新たに雇用された者(11 頁 4(2)①) d) 58 歳から有期契約労働者として働いている 61 歳の者(11 頁 4(2)⑤)

例4	
実施した制度 (就業規則による定年の引上げ)	(改正前)事務職就業規則:定年 65 歳 医師・看護師就業規則:定年 70 歳 (改正後)事務職就業規則:定年 70 歳 医師・看護師就業規則:定年 70 歳(就業規則の変更なし)
対象被保険者となりうる者	a)期間の定めのない労働契約を締結する定年前の 60 歳から 65 歳の者であり、事務職就業規則の適用を受ける者
対象被保険者とはならない者 (例)	b)医師・看護師就業規則の適用を受ける者(11 頁 4(3)に該当しないため)

例 5	
実施した制度 (就業規則による定年の定め廃止)	(改正前)定年 70 歳 (改正後)定年の定め廃止
対象被保険者となりうる者	a)期間の定めのない労働契約を締結する定年前の 60 歳から 70 歳の者
対象被保険者とはならない者(例)	b)就業規則には規定されていないが、運用により継続雇用している 72 歳の者(11 頁 4(2)③) c) 有期契約労働者として働いている 65 歳の者(11 頁 4(2)⑤)

5 申請手続

(1) 支給申請

助成金の支給を受けようとする事業主は、支給申請書(様式第1号)に、必要書類を添付し、定年の引上げ等の**制度の実施日の翌日から起算して2か月以内**に、支部高齢・障害者業務課等を経由して機構本部に提出してください。

(2) 代理人等の取扱いについて

① 事業主が代理人を選任する場合

事業主は、代理人を選任して、助成金の支給申請等を行わせることができます(※7)。

この場合、代理人は、支給申請書等に代理人の住所及び連絡先電話番号を記載し、記名押印又は自署による署名を行うとともに、その代理する事業主等の住所及び氏名(事業主等が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名)(事業主等の印は不要)を記すものとします。

また、支給申請書等の受理に当たっては、正当な権限のある代理人であるか否かを確認するため、委任状の写しの提出を求めることとします。ただし、事業主等が法人である場合であって、当該法人の役員(代表者以外の者に限る。)又は従業員が代理人である場合は、当該代理人が事業所の長である場合に限り、委任状の写しの提出は不要とすることとします。

(※7) 代理人が報酬を得て支給申請等を行った場合、社会保険労務士法違反として処罰される場合があります。同法違反について疑義が生じた場合は、関係機関に確認することがあります。

② 事業主が提出代行者又は事務代理者として、社会保険労務士を選任する場合

社会保険労務士が、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条第1項第1号の2又は第1号の3に基づき、「提出代行者」又は「事務代理者」として支給申請書等の提出を行う場合には、社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第16条から第16条の3までの規定に基づき、支給申請書等に事業主等の記名押印又は署名をさせることに加え、社会保険労務士の住所及び連絡先電話番号を記載し、「提出代行者」又は「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して記名押印しなければなりません。

なお、本助成金の提出代行に関する経費については、6頁の制度を規定した際に要した経費には該当しませんのでご注意ください。

(3) 申請書等に不備があった場合の取扱い

支部高齢・障害者業務課等は、支給申請書が提出されたときは、①支給申請期間内に提出されていること、②所要の事項が記載されていること、及び③所要の添付書類が添付されていることを確認の上、受理します。

上記②又は③に不備があった場合、支部長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求めます。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、支部長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めます。事業主が期限までに補正を行わない場合、2頁の「**支給対象事業主の要件**」の(8)(審査に協力する事業主)を満たさないものとし、不支給の決定を行います。

(4) 実地調査

申請内容の確認のため、支給申請書提出後、実地調査を行う場合があります。

実地調査に協力頂けない場合、2頁の「**支給対象事業主の要件**」の(8)(審査に協力する事業主)を満たさないものとし、不支給の決定を行います。

6 支給決定

(1) 支給決定

機構理事長は、事業主から提出のあった支給申請書及び添付書類の内容を審査し、支給又は不支給の決定を行います。

機構理事長は、助成金の支給を決定したときは、65歳超雇用推進助成金支給決定通知書により、また、不支給を決定したときは、65歳超雇用推進助成金不支給決定通知書により、支給申請を行った事業主に通知します。

(2) 支給方法等

助成金の支給は、事業主が指定する金融機関の口座(主に事業の用に供する口座)への振込により行います。

なお、指定口座への振込は、支給決定日から概ね2週間になります。

(3) 書類の保管について

事業主は、機構に提出又は提示した支給申請書及び添付書類等の写しを、支給決定がされた時から**5年間**保存しなければなりません。

7 併給調整

- (1) 助成金の支給を受けることができる事業主が、過去に高年齢者雇用安定助成金のうち定年引上げ等の措置に関して支給を受けた場合には、助成金は支給しません(※8)。

(※8) 具体的な措置の内容(定年の引上げ、継続雇用制度の導入の別、又は定年等の年齢)が異なる場合であっても、「定年引上げ等の措置」について高年齢者雇用安定助成金の支給を受けたことがある場合は支給しません。

- (2) 助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、他の国又は地方公共団体等の補助金等(※9)の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。

(※9) 当機構の生涯現役をめざす職場づくり研究及び高年齢者雇用アドバイザーが実施する企画立案を含みます。

8 返還

助成金の支給を受けた事業主が、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、当該①又は②に掲げる額に係る支給決定を取り消し、返還していただきます。

- ① 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合
支給した助成金の全部又は一部
(返還金額には民法第704条の規定により、民法第404条に定める法定利率年5%の延滞金が発生します)
- ② 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
当該支給すべき額を超えて支払われた部分の額

第4 提出書類

支給申請に当たっては、次の書類を提出してください。

申請書等に不明な点がある場合、助成金の支給はできません。

(1)、(5)、(7)、(14)については、押印した原本(正)1部とそのコピー2部を合わせて提出してください。支部高齢・障害者業務課等で受理後、1部を事業主控えとしてお返します。

提出書類	提出書類の作成方法等
<p>(1) 65歳超雇用推進助成金支給申請書 (様式第1号)(3種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号(1) ・様式第1号(2) ・様式第1号別紙「定年の定め等確認書」 3部(原本1部、コピー2部) 	<p>19頁～24頁の記入方法を参照して作成してください。</p> <p>※様式第1号(2)は、対象被保険者が1人以上いることを確認します。提出は1名分でも、複数名分でも構いません。複数名分を提出する場合は別葉で作成のうえ、下記(8)(9)(10)の書類についても該当者すべてについて提出してください。記載された者が対象被保険者と認められない場合は再度別の者について提出していただくことになります(ほかに対象者がいない場合は不支給となります)。</p>
<p>(2) 登記事項証明書(写) 2部</p>	<p>登記事項証明書(写)(支給申請日から3か月前の日までの間に発行されたもの)を提出してください。登記事項証明書が提出できない場合は、事業内容が確認できる定款、会社概要パンフレット等を提出してください。個人事業主の場合は開業届(写)を提出してください。</p>
<p>(3) 定年及び継続雇用制度が確認できる労働協約、労働基準監督署に届け出た就業規則等(写) 2部</p> <p>就業規則が、①社員、パート、嘱託ごとに定められている場合や、②事業所ごとに定められている場合は、<u>すべての就業規則</u></p> <div data-bbox="151 1160 539 1346" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>定年及び継続雇用制度の確認ができない場合(条文の表現が曖昧な場合を含む)は、要件を満たさないため、支給対象事業主となりません。</p> </div> <div data-bbox="151 1391 598 1641" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【労働者の数が常態として10人以上の事業場】 時として10人未満になることはあっても、常態として10人以上の労働者を使用している場合も当てはまります。なお、労働者の中にはパートタイム労働者やアルバイトも含まれます。</p> </div>	<p>定年の引上げ等の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの期間における、定年及び継続雇用制度が確認できる次の書類(定年の引上げ等の制度を実施した後のものを含む)</p> <p>【労働者の数が常態として10人以上の事業場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働協約 定めている場合提出 ・労働基準監督署に届出済の就業規則 必須 <p>【労働者の数が常態として10人未満の事業場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 定年の引上げ等の制度の実施後(改正後)における確認 <ul style="list-style-type: none"> ・労働協約 定めている場合提出 ・労働基準監督署に届出済の就業規則 必須 ■ 定年の引上げ等の制度の実施前(改正前)における確認 <ul style="list-style-type: none"> ・労働協約 定めている場合提出 ・労働基準監督署に届出済の就業規則 届出済の場合提出 ・労働基準監督署に届け出ていない就業規則及び「旧就業規則に関する申立書(補助様式1)」(従業員全員の署名又は記名押印したもの) 届出していない場合提出 <p>※ 企業全体において、高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定に違反していないか確認します。就業規則とは別に、労働協約を締結している場合は、両方を提出してください。</p> <p>※ 労働協約については、事業主と労働組合代表者の記名押印があるものを提出してください。</p> <p>※ 労働基準監督署に届出済の就業規則については、受領印のあるもので、従業員の意見書の写しが付されたもの(賃金を別に規定している場合は、その規定を含む)を提出してください。</p> <p>※ 65歳までの高年齢者雇用確保措置を、基準該当者を対象とする継続雇用制度(改正法に規定する経過措置に基づくものに限る。)により講じている期間がある場合は、当該基準を定めた全ての労使協定書(写)も提出してください。</p> <p>※ 新旧対照表だけでなく、すべての条文が確認できるものを提出してください。ただし、変更前のものによりすべての条文の確認が可能な場合は、変更後について、新旧対照表のみの提出でも構いません。</p>

<p>(4) 過去最高の定年年齢等を確認できる労働協約、労働基準監督署に届け出た就業規則等(写) 2部 (右記に該当する場合のみ提出)</p>	<p>様式第1号(1)(15頁の第4提出書類(1)及び19頁の記入方法参照)の2に記載した過去最高の定年年齢等を規定した労働協約又は就業規則が、上記(3)で提出したものに含まれない場合は、提出してください。</p>
<p>(5) 旧就業規則に関する申立書(補助様式1) 3部(原本1部、コピー2部) (右記に該当する場合のみ提出)</p>	<p>労働者の数が常態として10人未満の事業場において、上記(3)の旧就業規則を労働基準監督署に届け出ている場合は、従業員全員の署名又は記名押印のうえ提出してください。</p>
<p>(6) 雇用保険適用事業所設置届事業主控(写)又は雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控(写) 2部</p>	<p>最新のを提出してください。 複数の雇用保険適用事業所を有する場合は、すべての適用事業所について提出してください。 事業所が複数の都道府県にまたがる場合も、すべての事業所について提出してください。</p>
<p>(7) 雇用保険適用事業所等一覧表(補助様式2) 3部(原本1部、コピー2部) (右記に該当する場合のみ提出)</p>	<p>複数の雇用保険適用事業所又は労働保険番号を有する場合は、27頁の記入方法を参照して作成してください。 事業所が複数の都道府県にまたがる場合もすべての事業所について記入してください。</p>
<p>(8) 対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)等 2部 対象被保険者については、11頁の「4 対象被保険者について」を確認してください。</p>	<p>様式第1号(2)(15頁の第4提出書類(1)及び21頁の記入方法参照)の「6 対象被保険者」に記載した者について、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(020)(写)又は事業所別被保険者台帳(写)を提出してください。</p>
<p>(9) 対象被保険者の雇用契約書、労働条件通知書等(写) 2部 (右記に該当する場合のみ提出)</p>	<p>様式第1号(2)の「8 対象被保険者の雇用形態」が「2：定年後継続雇用制度の適用中」(定年後に継続雇用制度により引き続き雇用)の場合は、支給申請日の前日から起算して1年分の対象被保険者の雇用契約書、労働条件通知書等、労働条件が確認できる書類(写)を提出してください。</p>
<p>(10) 対象被保険者の出勤状況が確認できる次の書類(写) 2部 ① 賃金台帳(写) ② 出勤簿(写)</p>	<p>様式第1号(2)(15頁の第4提出書類(1)及び21頁の記入方法参照)の「6 対象被保険者」に記載した者について、以下の①及び②の書類(写)を提出してください。 ①最新の賃金台帳1か月分 ②①の賃金台帳の算定期間及び算定期間から支給申請日の前日までの間の出勤簿</p>
<p>(11) 1年以上継続して雇用されていることが確認できる次の書類 ① 労働者名簿(写) ② 賃金台帳(写) (右記に該当する場合のみ提出)</p>	<p>様式第1号(2)(15頁の第4提出書類(1)及び21頁の記入方法参照)の「6 対象被保険者」に記載した者の雇用保険資格取得日が支給申請日の前日から起算して1年未満の日である場合は、「支給申請日の前日から起算して1年前の日」から「雇用保険資格取得日」までの期間の①②を提出してください。</p>

<p>(12) 経費の支払いを確認できる次の書類(写) 2部</p> <p>① 契約確認書類 ② 支払確認書類 ③ 履行確認書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>経費が適正に支払われたことを確認するために必要です。 「第3 2(1)対象となる経費 及び(2)経費の確認方法」(6頁)を必ず確認してください。</p> </div>	<p>①契約確認書類 契約書(又は請書) ※契約内容等について、対象経費に該当する部分が見えるように、マーカー(印)をつけて提出してください。契約内容等が明らかに対象経費に該当しない場合は支給対象となりません。</p> <p>②支払確認書類 支払方法、金額、支払完了日、支払先、支払が完了した事実が確認できる次の書類</p> <p>(a)現金の場合 領収書、現金出納帳</p> <p>(b)銀行振込の場合 銀行振込受領書、金融機関の通帳記入部分(又は入出金明細)</p> <p>(c)現金振込の場合 振込明細、現金出納帳</p> <p>(d)口座振替の場合 金融機関の通帳記入部分</p> <p>(e)手形・小切手の場合 領収書、当座勘定照合表、半券</p> <p>③履行確認書類(該当するもののみ提出)</p> <p>(a)納品物がある場合 納品物(就業規則、賃金規程等)</p> <p>(b)相談等の場合 相談・指導等を受けた日時、相談者、相談内容等が確認できる資料(議事録、相談資料等)</p>
<p>(13) 預金通帳(写)等、助成金の振込先口座の確認ができる書類 2部</p>	<p>事業所等名義の振込先口座(主に事業の用に供する口座)が確認できるものを提出してください。</p>
<p>(14) 支給要件確認申立書(65歳超雇用推進助成金)(共通要領様式第1号) 3部(原本1部、コピー2部)</p>	<p>29頁を参照して、支給申請日の前日における状況を記載してください。</p> <p>※宛先が「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長(____支部長)」となっているか確認のうえ提出してください。(厚生労働省のホームページに掲載されている雇用関係助成金の共通要領様式第1号は、宛先が「____労働局長(____公共職業安定所長)」となっています。当機構のホームページからダウンロードしていただくか、記載例を参考に宛先等を修正して提出してください。)</p>
<p>(15) その他記載事項を確認する書類 2部</p>	<p>その他、記載事項を確認するため、必要に応じて書類の提出又は提示を求めることがあります。</p>
<p>(16) 委任状(写) 2部 (右記に該当する場合のみ提出)</p>	<p>代理人による申請を行おうとする事業主は、委任状の写しを提出してください。</p> <p>※代理人については、13頁の第3の5(2)「代理人等の取扱いについて」参照。</p>

(メモ)

第5 支給申請書等の記入方法

1 65歳超雇用推進助成金支給申請書(様式第1号)

1①欄 支給申請書を提出する日を記入してください。

1⑥欄 主たる事務所の所在地及び電話番号を記入してください。「主たる事務所」とは、法人の場合は登記簿上の本店、個人の場合は開業届に記載した事業所になります。「主たる事務所」(本店)の所在地と、登記事項証明書等の所在地が異なる場合(例えば、支社、支店等が実質的な法人としての活動を行っている等)は、その理由を記した申立書を添付してください。

1⑦欄 常時雇用する労働者数は、2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者の数を記入してください。事業所内の労働者数ではなく、法人全体の労働者数を記入してください。

1⑩欄 企業全体において、過去に受給していない場合はチェックをつけてください。受給している場合は支給対象となりません。受給した額は問いません。

2①欄 平成28年10月19日以降に定年の引上げ等の制度を実施(改正)した労働協約又は就業規則等の名称を記入してください。複数ある場合はすべて記載してください。

2③欄 法人等の設立日から、平成28年10月19日以降に定年の引上げ等の制度を実施する前(改正前)までの間の労働協約又は就業規則等における定年年齢等のうち、最も高い年齢及び当該定年年齢等の実施年月日を記入してください。定年年齢等が就業場所、職種及び勤務形態等の区分により異なる場合は最も低い区分の年齢を、定年年齢等を従業員が自由に選択できる制度の場合は選択可能な最も高い年齢を記入してください。「実施年月日」とは、制度の実施日(施行日)をいいます。複数の労働協約又は就業規則で同年齢である場合は、新しい日付の施行日を記入してください。

2④欄 支給申請日の前日における定年年齢等(平成28年10月19日以降に労働協約又は就業規則による定年の引上げ等の制度を実施した後(改正後)の定年年齢等)及び実施年月日を記入してください。年齢を変更していない場合は③の年月日と同じものを記入してください。なお、就業規則は労働基準監督署に届け出し、事業所の労働者に周知したものに限り、実施した制度が支給要件に該当するか、必ず4~6頁を確認してください。

3欄 2欄の平成28年10月19日以降に定年の引上げ等の制度を規定した際(改正の際)の経費の内容等を記入してください。対象経費に該当するか必ず6~8頁を確認してください。③欄の「支払完了日」については、支払が完了した日(小切手等の場合は決裁日)を記入してください。

提出代行者、事務代理者又は代理人が提出する場合、「提出代行者・事務代理者・代理人」欄に記入・押印等をしてください。「代理人を選任する場合」又は「提出代行者又は事務代理者として、社会保険労務士を選任する場合」の取扱いについては13頁を確認してください。代理人が提出する場合、1⑤欄に押印は不要です。

様式第1号(1)

65歳超雇用推進助成金支給申請書

65歳超雇用推進助成金の支給を受けたいので、表裏両面事項を本表の5頁関係欄を添付し申請します。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

1 申請事業主

①申請年月日 平成28年12月1日 ②主たる事務所の雇用推進適用事業所番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 2 ③雇用推進適用事業所数 2 ④所

⑤事業主の名称 カワカガ ⑥代表者 氏名 代表取締役 高松 美子

⑦主たる事務所の所在地 〒281-0014 千葉県千葉市若葉区美浜 3-1-3 電話 043-xxxx-xxxx

⑧常時雇用する労働者数 120人 ⑨主たる事業の内容 食料品製造業 ⑩産業分類 (中分類番号) 0 9 4

⑪助成金の支給歴 過去に65歳超雇用推進助成金を受給していない 過去に定年引上げ等の制度に関して高年齢者雇用安定助成金を受給していない

⑫助成金の受給歴 有 無 ⑬助成金の受給申請書 ⑭助成金の名称

2 労働協約又は就業規則による定年の定め

①改正を行った就業規則等の種類 [名称] 正社員就業規則 ②その他の就業規則等の有無 [有の場合、種類(名称)を記載] 1.無 2.有(名称) 臨時従業員就業規則

③過去最高の定年年齢等(改正前)	定年年齢		希望者全員を対象とした継続雇用年齢		労働協約に基づく基準に該当する者の継続雇用年齢	
	実施年月日	年齢	実施年月日	年齢	実施年月日	年齢
昭和 平成	26年4月1日	60歳	26年4月1日	65歳	年 月 日	歳
④現在の定年年齢等(改正後)	平成	23年11月15日	65歳	平成	23年11月15日	67歳

⑤過去最高の定年年齢等を上回っている(過去に定年を廃止していない)

3 制度を規定した際(改正の際)の経費

①経費の内容 就業規則変更に係る委託費 ②支払相手方 美浜社会保険労務士事務所

③支払完了日 平成28年11月20日 ④金額 200,000円 ⑤支払方法 現金・銀行振込 ⑥その他

⑦関係者との取引の有無 申請事業主と関係者との間の取引に要した経費でない

4 支給申請額

※(A)欄の実施内容の①の欄にチェック(し印)をつけ(複数選択可)、最も高い金額を(B)欄に記入してください。

(A) 実施内容 (B) 助成金支給申請額

労働協約又は就業規則の改正により実施した措置

- 65歳への定年引上げ(100万円)
- 66歳以上への定年引上げ(120万円)
- 定年の定めの廃止(120万円)
- 希望者全員を65歳~69歳までの年齢まで雇用する継続雇用制度(90万円)
- 希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度(90万円)

100万円

5 振込先

①金融機関名 えび銀行 ②金融機関コード 0 0 0 0 ③支店名 華張支店 ④支店コード 1 1 1

⑤振込科目 普通 ⑥口座番号 1234567 ⑦口座名義 カワカガ 株式会社 吉葉

6 事業所担当者、提出代行者等

事業所担当者 氏名 代表取締役 氏名 高松 美子 電話番号 043-xxxx-xxxx

提出代行者 事務所 住所 〒 作成年月日 平成 年 月 日

事務代理者 代理人 氏名 氏名 印 電話番号

※取戻額 支給決定日 平成 年 月 日 支給決定額

1②欄 申請を行う企業の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号を記入してください。「主たる事務所」とは、法人の場合は登記簿上の本店、個人の場合は開業届に記載した事業所になります。

1③欄 支店等を含む企業全体としての雇用保険事業所の合計数を記入してください。複数ある場合は、補助様式2「雇用保険適用事業所等一覧表」を合わせて提出してください。

1⑤欄 申請する事業主の代表者の職名と氏名を記入し、印鑑登録された代表者の印を押印してください。代理人に委任される場合は、当欄に代表者印の押印は必要ありません。

1⑧⑨欄 31頁の日本標準産業分類に基づく産業分類(中分類番号)及び業種区分を記入してください。

1⑩欄 企業全体において、本助成金の申請内容と同一の事由にあたる可能性のある⑩欄以外の助成金等の受給(申請)の有無について、いずれかに○をつけてください。有の場合は、受給(申請)した助成金の名称を、⑫欄に記入してください。

1②欄 ①欄に記載した就業規則等以外の就業規則等の有無について、いずれかに○をつけてください。有の場合は、就業規則等の名称を記入してください。

現在(改正後)の「定年年齢」「希望者全員を対象とした継続雇用年齢」が、過去最高の年齢を上回っている場合はチェックをつけてください。過去に定年を廃止している場合又は定年を定めていない場合は過去最高を上回ることとなりません。過去最高の年齢を上回っていない場合は支給対象となりません。

4(A)欄 実施した制度にチェックしてください。定年の引上げと希望者全員を対象とした継続雇用制度の両方を実施した場合は、両方にチェックを入れてください。各制度の要件は、4~6頁を確認してください。

4(B)欄 A欄でチェックした制度のうち最も高い金額を記入してください(合計額ではありません)。

5②欄及び④欄 右詰で記入してください。

5⑦欄 法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は、当該個人名義の、日常的に事業活動に使用されている(私的な口座でないもの)を指定してください。また、全国銀行協会に加盟する金融機関口座を指定してください。また、預金通帳(写)等、口座の確認ができる書類を合わせて提出してください。

2 65歳超雇用推進助成金支給申請書(様式第1号(2))

記載する者が対象被保険者に該当するか、必ず11頁を確認してください。
 対象被保険者が1人以上いることを確認します。提出は1名分でも、複数名分でも構いません。複数名分を提出する場合は別葉で作成してください。
 記載された者が対象被保険者と認められない場合は再度別の者について提出していただくことになります(ほかに対象者がいない場合は不支給となります)。

①欄 対象被保険者本人が署名又は記名・押印してください。

⑥⑦欄 支給申請日の前日における対象被保険者について雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(020)(写)又は事業所別被保険者台帳(写)に基づき記載してください。
 また、合わせて対象被保険者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(020)(写)又は事業所別被保険者台帳(写)を提出してください。

⑧欄 「期間の定めのない労働契約を締結する定年前の労働者」である場合は「1」に、「定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者」である場合は「2」に○をつけてください。
 定年を廃止した場合の期間の定めのない労働者についても「1」に○をつけてください。
 改正前の労働協約又は就業規則における定年前の労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者であり、かつ支給申請日の前日において定年前の労働者又は定年後の継続雇用者であることが確認できる者に限ります(11頁参照)。
 「2:定年後継続雇用制度の適用中」を選択した場合は雇用契約書、労働条件通知書等、労働条件が確認できる書類(写)をあわせて提出してください。

様式第1号(2)
(65歳超雇用推進助成金)

6 対象被保険者

① 対象被保険者の氏名	② 生年月日				③ 申請日の前日における年齢
	元号	年	月	日	
千葉 大 	昭和	29	06	01	62歳
<small>(対象被保険者が署名又は記名押印)</small>					
④ 対象被保険者の事業所名		⑤ ④の雇用保険適用事業所番号			
本社		1 2 3 1 - 3 2 1 2 3 2 - 1			
⑥ 対象被保険者の雇用保険被保険者番号			⑦ 雇用保険資格取得日(雇入日)		
1 2 3 1 - 3 2 1 2 3 2 - 1			元号 年 月 日 昭和 平成 5 2 0 4 0 1		
⑧ 対象被保険者の雇用状況	⑨ 定年退職(予定)日				⑩ 適用される就業規則・規程等の名称(職種等)
	元号	年	月	日	
1: 定年前で期間の定めなし 2: 定年後継続雇用制度の適用中	平成	3 2	0 3	3 1	正社員就業規則

※支給申請日の前日における状況を記入してください。
 ※「⑧対象被保険者の雇用状況」欄が「2」の場合は、対象被保険者の雇用契約書(写)、労働条件通知書等(写)等、労働条件が確認できる書類(写)を提出してください。
 ※「⑦雇用保険資格取得日(雇入日)」欄については、雇用保険資格取得日を記入してください。ただし、支給申請日の前日から起算して1年未満の日である場合は、⑦欄に雇入日を記入し、「支給申請日の前日から起算して1年前の日」から「雇用保険資格取得日」までの期間の労働者名簿及び資金台帳を提出してください。
 (雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(020)を提出する場合はこちらに貼り付けてください。)

④⑤欄 ①の対象被保険者の所属する事業所名、雇用保険適用事業所番号を記入してください。事業所が複数ある場合は補助様式2雇用保険適用事業所等一覧表に記載したものと齟齬がないか確認してください。

⑨欄 ⑧で「1」を選択した場合は定年退職予定日を、「2」を選択した場合は定年退職した日を記入してください。ただし、定年を廃止した場合は記入不要です。

⑩欄 職種等の区別に就業規則等を定めている場合は、対象被保険者に適用される就業規則等及び規程等の名称を記載してください。就業規則等は1つで、職種等の区分により定年年齢等の制度が異なる場合は、職種等の名称についても記入してください。
 職種等の区別に定めている場合は、定年の引上げ等を実施した区分の制度の対象者でない者は対象被保険者となりません。

⑧~⑩欄を修正する場合は、対象被保険者本人の訂正印が必要です。

3 定年の定め等確認書(様式第1号別紙)

様式第1号(1)の「④事業主の名称」を記入してください。

労働協約又は就業規則の名称を記入してください。継続雇用制度が別規程に定められている場合は、規程も記載してください。

就業規則等の適用範囲について、就業規則等に記載されている適用範囲を記入してください。

労働基準監督署への届出の有無について、いずれかに○をつけてください。定年の引上げ等の制度実施後の就業規則について、労働基準監督署に届け出していない場合は支給対象となりません。また、労働者の数が常態として10人以上の事業場については、改正前の就業規則についても、労働基準監督署に届け出していない場合は支給対象となりません。労働者の数が常態として10人未満の事業場について、改正前の就業規則を労働基準監督署に届け出していない場合は、「旧就業規則に関する申立書(補助様式1)」(従業員全員の署名又は記名押印したもの)を合わせて提出してください。

様式第1号(1)の「⑤代表者の職名・氏名」と同様に、申請する事業主の代表者の職名と氏名を記入し、印鑑登録された代表者の印を押印してください。

事業場名に記載した事業場の労働者代表が記名押印してください。

複数の事業場を有する場合は、事業場毎に1枚ずつ作成してください。ただし、労働基準監督署に就業規則の本社一括の届出をしている場合であって、届出事業場一覧表等届出の際に提出したものの写しを提出でき、他に規定しているものがない場合は、事業場毎の作成は不要です。また、常時10人未満の労働者を使用している事業場が多数存在する場合であって、本社機能を有している事業場の就業規則を周知している場合は、その旨(2)に記載してください。

就業規則等に記載された定年及び継続雇用制度について記載してください。65歳までの高齢者雇用確保措置を、基準該当者を対象とする継続雇用制度(改正法に規定する経過措置に基づくものに限る。)により講じている期間がある場合は、当該基準を定めた全ての労使協定書(写)も提出してください。

様式第1号別紙
〔65歳雇用推進助成金〕

〔 2枚中の 1枚 〕

定年の定め等確認書

平成 28 年 12 月 1 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

申請事業主代表者 職名・氏名 代表取締役 高橋 太郎 印

労働者代表従業員氏名 千葉 大 印
(署名又は記名押印)

※ 企業等全体の制度について、事業場毎に別添で、施行日の新しい順に記入してください。

申請事業主名 株式会社 若葉 事業場名 本社

〔1〕 定年の引上げ等の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間の、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条(60歳以上の定年)及び第9条第1項(65歳以上の定年又は継続雇用制度)の規定及び周知方法等については、次のとおりです。他に規定しているものではありません。また、原本の写しを添付します。なお、内容の確認を義務が行う場合には協力します。

制定方法(労働協約・就業規則等)及び就業規則等に規定された適用範囲(正社員、パート、アルバイト)	施行日	労働基準監督署への届出の有無及び届出日	周知方法(掲示場所、交付方法等)	定年制度		継続雇用制度		適用終了年齢
				制度有無	制度の場合の適用契約期間	制度有無	適用契約期間	
【制定方法】 正社員就業規則	平成 28 年 11 月 15 日	○ 有 H28.11.14	事務所に掲示	有 65歳	1. 有 2. 無	有 1年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	67歳
【適用範囲】 従業員(パートタイム、臨時従業員等)	平成 26 年 4 月 1 日	○ 有 H26.4.1	事務所に掲示	有 60歳	1. 有 2. 無	有 1年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	65歳
【制定方法】 パートタイム就業規則	平成 28 年 11 月 15 日	○ 有 H28.11.14	事務所に掲示	有 65歳	1. 有 2. 無	有 1年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	67歳
【適用範囲】 パートタイム	平成 26 年 4 月 1 日	○ 有 H26.4.1	事務所に掲示	有 60歳	1. 有 2. 無	有 1年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	65歳
【制定方法】 臨時従業員就業規則	平成 26 年 4 月 1 日	○ 有 H26.4.1	事務所に掲示	有 65歳	1. 有 2. 無	有 1年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	65歳
【適用範囲】 臨時従業員	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有 歳	1. 有 2. 無	有 年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	歳
【制定方法】	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有 歳	1. 有 2. 無	有 年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	歳
【適用範囲】	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有 歳	1. 有 2. 無	有 年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	歳
【制定方法】	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有 歳	1. 有 2. 無	有 年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	歳
【適用範囲】	平成 年 月 日	1. 有 2. 無		有 歳	1. 有 2. 無	有 年	1. 希望者全員 2. 対象者の基準有 〔労使協定 有・無〕	歳

〔2〕 次に該当する場合は、下記に内容を記入ください。
・ 定年の引上げ等の制度実施前(改正前)の就業規則等について、労働基準監督署の届出日が当該就業規則等の施行日の発日から起算して5ヶ月を超えている場合は、労働基準監督署への届出が遅れた理由及び実施日から届出日までの間の周知方法。

4 旧就業規則に関する申立書(補助様式1)

労働者の数が常態として10人未満の事業場で、定年の引上げ等の制度の実施前(改正前)の就業規則を労働基準監督署に届出していない場合は、届出していない就業規則とあわせて提出してください。定年の引上げ等の制度の実施後(改正後)の就業規則は、必ずを労働基準監督署に届出する必要があります。労働者の数が常態として10人未満の事業場であっても、改正前の就業規則を労働基準監督署に届出している場合は提出不要です。

「事業場名」に記載した事業場の労働者代表が署名又は記名押印し

「事業場名」に記載した事業場の従業員全員が、署名又は記名押印をしてください。
支給申請日の前日時点で退職している者、改正後の就業規則等の施行日以降に当該事業場の従業員となった者は不要です。

様式第1号(1)の「④事業主の名称」及び「⑤代表者の職名・氏名」と同様に、申請する事業主名、代表者の職名・氏名を記入し、印鑑登録された代表者の印を押印してください。

補助様式1
〔65歳雇用継続制度等〕

(1 枚中の 1 枚)

旧就業規則に関する申立書

〔従業員が常時10人未満の事業場であって旧就業規則等を労働基準監督署に届出していない場合〕

平成 28 年 12 月 1 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

申請事業主 名称 株式会社 吉澤

代表者 職名 代表取締役 印
氏名 高橋 太郎 印

※従業員全員の署名又は記名押印をしてください。

労働者代表従業員氏名 千原 大 印

従業員氏名 <u>東 京子</u> 印	従業員氏名 <u>秋田 三店</u> 印
従業員氏名 <u>沼井 和</u> 印	従業員氏名 _____ 印
従業員氏名 _____ 印	従業員氏名 _____ 印
従業員氏名 _____ 印	従業員氏名 _____ 印

事業場名 本社

当社の定年の引上げ等の制度実施前(改正前)の、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条(60歳以上の定年)及び第9条第1項(65歳以上の定年又は継続雇用制度)の制度については、下記のとおり実施していることを申し立てます。
また、内容の確認を機構が行う場合には協力します。

記

従業員が常時10人未満の事業場であって、定年の引上げ等の制度の実施前(改正前)の就業規則等を労働基準監督署に届出していない場合、当該就業規則等に定めた定年及び継続雇用制度の年齢、当該就業規則等の実施日、周知方法について。
※具体的に記載してください

改正前の就業規則に定めた定年年齢:60歳、希望者全員継続年齢:65歳

実施日:平成28年4月1日

周知方法:雇入時に配付・説明を行い、改正時に全従業員に配付している。また、受発所内の掲示板に掲示している。

労働基準監督署に届けていない改正前の就業規則についてのみ記載してください。
労働基準監督署に届けた改正後の就業規則については記載の必要はありません。

5 雇用保険適用事業所等一覧表(補助様式2)

複数の雇用保険適用事業所又は労働保険番号を有する場合に提出してください。
事業所が複数の都道府県にまたがる場合もすべての事業所について記入してください。

様式第1号(1)の⑥「主たる事務所の所在地」と同じ内容を記入してください。

様式第1号(1)の②「主たる事務所の雇用保険適用事業所番号」と同じ番号を記入してください

主たる事務所以外の雇用保険適用事業所について記載してください。

補助様式2
〔65歳超雇用促進助成金〕

平成33年12月1日

雇用保険適用事業所等一覧表

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長 殿

事業主 名 株式会社 若葉
代表者 代表取締役 高橋 太郎

雇用保険適用事業所番号	事業所名	所在地	常時雇用する労働者数	労働保険番号
1 主たる事業所の雇用事業所番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 2	本社	千葉県千葉市若葉区美浜3-1-3	90	
2 2 3 4 5 - 6 5 4 3 2 1 - 3	茨城工場	茨城県水戸市清和1-2-4	90	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
計	2 箇所		120	

備考

〔注〕雇用保険適用事業所又は労働保険番号を複数有する場合は、すべての事業所についてご提出ください。
事業所が複数の都道府県にまたがる場合も、すべての事業所について記入してください。
「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて雇用される者であり、かつ、過当たりの所定労働時間が、通常の労働者と概ね同等である者をいいます〔雇用保険被保険者の人数ではありません。〕

様式第1号(1)の「④事業主の名称」及び「⑤代表者の職名・氏名」と同様に、申請する事業主名、代表者の職名・氏名を記入し、印鑑登録された代表者の印を押印してください。

複数の労働保険番号を有する場合は記入してください。

常時雇用する労働者数は、2か月を超えて使用される者であり、かつ、過当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者の数を記入してください。

6 支給要件確認申立書(65歳超雇用推進助成金)(共通要領様式第1号)

必要事項を記載して、支給申請にあわせて提出してください。
「3」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合は、助成金の支給を受けることはできません。また、「9」で「いいえ」に「○」を付けた場合も、助成金の支給を受けることはできません。
複数の雇用保険適用事業所を有する事業主についても、提出は1枚で構いませんので、企業全体の状況を記載してください。

様式第1号(1)④の「事業主の名称」を記入してください。

「2」は、様式第1号(1)の②「主たる事務所の雇用保険適用事業所番号」と同じ番号を記入してください。

「3」は、65歳超雇用推進助成金(以下「助成金」という。)の支給申請日から過去3年において、雇用保険二事業の助成金等に係る不正受給を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。
「不正受給」とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとするをいいます。

「5」は、助成金の支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働基準法等の労働関係法令の違反により送検処分を受けているかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。

「7」における「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。

「8」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申し立てがされること等の事態をいいます。

「9」における「公表」については、表紙裏のご利用にあたっての注意事項(4)を確認してください。

支給申請日の前日時点で申立を行ってください。

共通要領 様式第1号 (H28.6.23改正)

支給要件確認申立書 (65歳超雇用推進助成金)

事業主記載事項	※1 確認欄
1 事業所名称: <u>株式会社 若葉</u>	年月日 確認者
2 雇用保険適用事業所番号: <u>1234-567890-2</u>	
○ 事業活動等に係る状況(はい・いいえのどちらかを○で囲んでください)(表面の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい)	
3 過去3年間に於いて雇用保険二事業の助成金等について不正受給を行ったことがある。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
4 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
5 過去1年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
6 風俗営業等関係事業主である。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
7 ① 事業主若しくは事業主団体(以下「事業主等」という。)又は事業主等の役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
8 倒産している。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>
9 雇用保険二事業の助成金等について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、機構が事業主名等を公表することに同意する。(はい・ <u>いいえ</u>)	<input type="checkbox"/>

1から9までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から9までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(支部)が行う場合には協力します。

平成28年12月1日 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿 (千葉支部長)

事業主 住所 千葉県千葉市若葉区美浜 3-1-3 電話番号 043-XXXX-XXXX
 又は 名称 株式会社 若葉
 代理人 氏名 代表取締役 高齢 太郎 [記名押印又は署名]

事業主又は 住所 _____ 電話番号 _____
 社会保険労務士 名称 _____
 (提出代行者・事務代理者の表示) _____ [記名押印又は署名]

※申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士(施行規則第15条第2項に規定する提出代行者又は同規則第15条の8に規定する事務代理者)の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の記名押印等をしてください。

「※1 確認欄」は、機構が使用しますので記入しないでください。

助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業に限る。)を行っている事業主等であって、助成金の支給を受けようとするもの(同条4項に規定する接待飲食等営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業)を行っている事業主等であって、雇用調整助成金の支給を受けようとするものを除く)

宛先が「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長」となっているか確認してください。(厚生労働省のホームページに掲載されている雇用関係助成金の共通要領様式第1号は、宛先が「労働局長(公共職業安定所長)」となっています。当機構のホームページからダウンロードしていただくか、記載例を参考に宛先等を修正して提出してください。)

支部長のところは、提出する都道府県支部名を記入してください。

「代理人を選任する場合」又は「提出代行者又は事務代理者として、社会保険労務士を選任する場合」の取扱いについては13頁を確認してください。

第6 参考

1 日本標準産業分類一覧（平成25年10月改訂版）

大分類	中分類	大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業
	02 林業		51 繊維・衣服等卸売業
B 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く）	J 金融業、保険業	52 飲食料品卸売業
	04 水産養殖業		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業	K 不動産業、物品賃貸業	54 機械器具卸売業
D 建設業	06 総合工事業		55 その他の卸売業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）	L 学術研究、専門・技術サービス業	56 各種商品小売業
08 設備工事業	57 織物・衣服・身の回り品小売業		
E 製造業	09 食料品製造業	M 宿泊業、飲食サービス業	58 飲食料品小売業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		59 機械器具小売業
	11 繊維工業	N 生活関連サービス業、娯楽業	60 その他の小売業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）		61 無店舗小売業
	13 家具・装備品製造業	O 教育、学習支援業	62 銀行業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		63 協同組織金融業
	15 印刷・同関連業	P 医療、福祉	64 貸金業、クレジット業等非預金信用機関
	16 化学工業		65 金融商品取引業、商品先物取引業
	17 石油製品・石炭製品製造業	Q 複合サービス事業	66 補助的金融業等
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	19 ゴム製品製造業	R サービス業（他に分類されないもの）	68 不動産取引業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		69 不動産賃貸業・管理業
	21 窯業・土石製品製造業	S 公務（他に分類されるものを除く）	70 物品賃貸業
	22 鉄鋼業		71 学術・開発研究機関
	23 非鉄金属製造業	T 分類不能の産業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	24 金属製品製造業		73 広告業
25 はん用機械器具製造業		74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
26 生産用機械器具製造業		75 宿泊業	
27 業務用機械器具製造業		76 飲食店	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
29 電気機械器具製造業		78 洗濯・理容・美容・浴場業	
30 情報通信機械器具製造業		79 その他の生活関連サービス業	
31 輸送用機械器具製造業		80 娯楽業	
32 その他の製造業		81 学校教育	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業		82 その他の教育、学習支援業
	34 ガス業		83 医療業
	35 熱供給業		84 保健衛生
	36 水道業		85 社会保険・社会福祉・介護事業
G 情報通信業	37 通信業		86 郵便局
	38 放送業		87 協同組合（他に分類されないもの）
	39 情報サービス業		88 廃棄物処理業
	40 インターネット付随サービス業		89 自動車整備業
	41 映像・音声・文字情報制作業		90 機械等修理業（別掲を除く）
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業		91 職業紹介・労働者派遣業
	43 道路旅客運送業		92 その他の事業サービス業
	44 道路貨物運送業		93 政治・経済・文化団体
	45 水運業		94 宗教
	46 航空運輸業		95 その他のサービス業
	47 倉庫業		96 外国公務
	48 運輸に附帯するサービス業		97 国家公務
	49 郵便業（信書便事業を含む）		98 地方公務
			99 分類不能の産業

※ 大・中分類番号及び大・中分類項目名については、平成19年11月に改定された内容と変更はありません。

「支給申請の手引」および「申請様式」について

申請方法を詳しく説明した「支給申請の手引」を都道府県支部に用意しております。

また、申請様式は、機構ホームページからダウンロードできます。

(当機構トップページ(<http://www.jeed.or.jp/>)→高齢者の雇用支援→助成金→申請書類とお進みください。)

お問い合わせ先

ご相談・申請等は、下記の都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせください。

支部名	住所	電話番号	FAX
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351	011-622-3354
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125	017-721-2127
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-10 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081	019-654-2082
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288	022-361-6291
秋田	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	018-883-3610	018-883-3611
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567	023-687-5733
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510	024-526-1513
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215	029-300-1217
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226	028-623-0015
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511	027-287-1512
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112	048-813-1114
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901	043-204-2904
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010	045-360-6011
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881	0766-23-6445
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001	076-267-6084
福井	〒910-0005 福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560	0776-22-5255
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723	055-242-3721
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001	026-243-2077
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 住友生命岐阜ビル7階	058-265-5823	058-266-5329
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622	054-280-3623
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255	059-213-9270
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214	077-537-1215
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481	075-951-7483
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722	06-7664-0364
兵庫	〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792	078-325-1793
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900	073-462-6810
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803	0857-52-8785
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166	086-241-0178
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150	082-545-7152
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050	083-995-2051
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388	088-611-2390
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791	087-814-3792
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780	089-905-6781
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160	088-837-1163
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721	0957-35-4723
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888	096-249-1889
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255	097-522-7256
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556	0985-51-1557
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132	099-250-5152
沖縄	〒900-0006 那覇市おもるまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ → <http://www.jeed.or.jp/>

●高齢者関係の助成金についてはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>

(当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金とお進みください)